

輸出物品販売場許可申請書

收受印

令和 年 月 日 税務署長殿	申請者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	
	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、手続委託型輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。

販売場の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)
---------	--------------------

販売場の名称	所轄 税務署名	税務署
--------	------------	-----

特定商業施設の区分	<input type="checkbox"/> 1 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区 <input type="checkbox"/> 2 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域でその大部分に一の商店街が形成されている地域 <input type="checkbox"/> 3 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 <input type="checkbox"/> 4 一棟の建物(上記3に該当するものを除く。)	
	許可を受けようとする販売場は、上記特定商業施設の区分1「地区」又は2「地域」に所在する販売場とみなして消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受ける販売場である。	<input type="checkbox"/> はい
	許可を受けようとする販売場の所在する特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受ける特定商業施設である。	<input type="checkbox"/> はい

特定商業施設の所在地	
------------	--

特定商業施設の名称	
-----------	--

承認免税手続事業者の氏名又は名称	
------------------	--

承認免税手続事業者の納税地	
---------------	--

許可を受けようとする販売場は一般型輸出物品販売場の許可を受けている。 (注) 一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	---

参考事項	
------	--

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意
- 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないで下さい。
 - 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。

輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）の記載要領等

輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）は、手続委託型輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、手続委託型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法8⑦、令18の2①、規則10①二）。

- (注) 1 一般型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合には、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）（第20-1号様式）」により申請してください。なお、一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。
- 2 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- 3 許可を受けている輸出物品販売場について、消費税法第8条第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書（第21-1号様式）」を提出する必要があります（令18の2⑰）。
- 4 許可を受けている輸出物品販売場を移転（許可を受けた手続委託型輸出物品販売場が所在する特定商業施設内での販売場の移転を除きます。）した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書（第21-1号様式）」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。
- 5 許可を受けている手続委託型輸出物品販売場を当該販売場が所在する特定商業施設内で移転する場合には、新たに許可を受ける必要はなく、その移転する日の前日までに「手続委託型輸出物品販売場移転届出書（第20-6号様式）」を提出する必要があります（令18の2③）。
- 6 手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続を行う承認免税手続事業者が変更となる場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

【記載要領】

- (1) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（店舗名）を記載します。
また、「所轄税務署名」欄には、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。
なお、一の特定商業施設内で許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称及び所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。
- (2) 「特定商業施設の区分」欄は、許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設の区分にチェックします。
なお、許可を受けようとする販売場が消費税法施行令第18条の2第5項の規定の適用を受けるものである場合、又は許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設が同条第6項の規定の適用を受けるものである場合には、該当欄の「はい」にチェックしてください。
- (注) 同条第5項の規定の適用を受けるものである場合には、特定商業施設の区分3（大規模小売店舗）ではなく、区分1（地区）又は区分2（地域）にチェックして下さい。
- (3) 「特定商業施設の所在地」及び「特定商業施設の名称」欄には、許可を受けようとする販売場が所在する特定商業施設の所在地及び名称（施設名、商店街名等）を記載します。
なお、(2)で消費税法施行令第18条の2第6項の規定の適用を受けるものであるため「はい」にチェックした場合には、同項の規定の適用を受ける特定商業施設の所在地及び名称（例：〇〇商店街及び△△商店街）を記載します。
- (4) 「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄には、許可を受けようとする販売場における免税販売手続の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。
- (5) 許可を受けようとする販売場が一般型輸出物品販売場の許可を受けているかどうかを確認し、「はい」又は「いいえ」にチェックしてください。

(注) 一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます。

したがって、手続委託型輸出物品販売場の許可日以後は、その販売場において事業者自らが免税販売手続を行うことはできなくなります。

このため、特定の日以後から手続委託型輸出物品販売場として承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させることとしている場合には、その特定の日を輸出物品販売場許可申請書の参考事項欄に記載して申請してください。（記載例：令和〇年〇月〇日以後、手続委託型として開始見込み。）

※ 許可日は、記載していただいた日以後となることでもありますのでご了承ください。

【添付書類】

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表（手続委託型用）」により確認してください。